

多様な提供主体の参入について

<p>①保育所認可に裁量性が認められ、基盤整備に抑制的に働くことの課題</p>	<p>○自治体の基盤整備への抑制には、財政負担の限界が表れている。行政の裁量は財政負担の限界によって抑制されている。</p> <p>○施設整備のハード交付金の仕組みでは、公立保育所は一般財源化で市町村が100%負担となる。また、私立保育所においても市町村1/4法人1/4の負担が必要である。</p> <p>○現実としては、地方自治体の財政が厳しく、国が財源を確保しても市町村では保育所を増改築することが難しい状況にある。国の財政投入により、補助率を変えることによって、地方自治体、法人の負担を軽減できなければ、保育所整備は進まない。</p>
<p>②必要な客観基準を満たしたサービスを給付対象とすることについて</p>	<p>○認可外保育所については格差が大きく一概にすべての認可外保育所について述べられない。ただし、実質、認可外保育施設調査で認可外保育所の7割が改善指導を必要と指摘されていることを、現状として捉えることが必要である。</p> <p>○国においては認可外保育所がより認可を受けられるようなインセンティブが働く仕組みを作ることが有効</p> <p>○認可外保育所を給付対象とするにあたっては、質の確保を図るため、認可を受けることが前提である。</p>

<p>③地域の保育機能維持のための視点</p>	<p>○子どもの数が減少している地域こそ、子どもの集団としての育ちを保障するために、保育や子育て支援ニーズを受けられる権利(アクセス)を保障することが大切。</p> <p>○保育は地域と生活に密着しているという特性をもつ。その観点からも広域から子どもを集約する(移動させる)ことはリスクを伴うものであり、地域の生活圏で保育を受けられる権利を保障する必要がある。</p>
<p>④株式会社・NPO法人等に対する初期投資費用(施設整備費用)に係る課題</p>	<p>○現行では、憲法第89条「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と規定されていることにより、公に属さない事業に対しては補助金は支弁されない。</p> <p>○また、児童福祉法第56条により、社会福祉法人、日本赤十字社または民法第34条の規定により設立された法人に、都道府県、市町村は補助を支弁することができることとされている。このことはその法人等の性格により国の補助の可否が規定されていることであり、公的でない企業等に施設整備費が支弁されない根拠となっており、妥当である。</p> <p>○施設整備費負担金等の交付に当っては、交付要綱に掲げる条件が付されており、厚生労働大臣の承認を得ずに譲渡、交換、貸付、担保に供してはいけないことになっており、財産処分もできない。</p> <p>○また、社会福祉法人は自己負担が1/4あるにも関わらず、解散する際には、同一事業者に寄付する以外は、全額、国に返還することが義務付けられている。一方、株式会社は株主に還元することになり、成り立ちそのものが異なる。よって企業等に施設整備費を支弁することを認めることはできない。</p>

⑤運営費の用途範囲制限、会計基準の適用による課題

- 法人施設の用途範囲制限を緩和し、保育所の整備等、積極的に活用範囲を拡げるべきである。
- 会計基準については、一法人一施設である保育所が6割であるという実状を考慮し、社会福祉法人会計基準を維持すべきである。
- 運営費の7割は人件費である。運営費等改善により、保育士の労働条件等を改善する必要がある。

⑥多様な提供主体の参入や量の抜本的拡充に際しての「質」の担保・指導監督

- 子どもの育ちを守る、という視点に立つと「質」の確保された量の整備と事業の継続性をはかることが必要。
- 最低基準等を遵守した認可保育所を拡充することで、子どもの育ちを保障すべき。
- 多様な提供主体の参入を図る際には、最低基準を守ることを前提に、「認可」を受けた施設での拡充を図るべきである。
- また認可外においても子どもの育ちを守るためには、市町村の指導監督を徹底させ、認可基準に近づくよう指導させるべきである。
- 評価項目の見直しを行うとともに、第三者評価等保育内容の検証をはかるシステムの確立が必要である。

保育サービスの質

<p>①保育サービスの質のための前提</p>	<p>○他者の子どもを育てるという責任と役割にこそ、保育士資格と保育の質の意義がある。つまり、「倫理観に裏付けられた専門的知識、技術、判断をもって子どもを保育する」のであって、研修等の拡充をはかるための環境整備が必要である。</p> <p>○子どもの育ちを支え、保育サービスの質を確保するためには、最低基準等を遵守し、子ども一人ひとりの発達に応じ、客観的な保育の質が担保された認可保育所を提供主体の基本とするべきである。</p> <p>○最低基準の遵守義務のない認可外保育所に、公費を投入することは、実質的に最低基準の切り下げを意味するため、妥当ではない。認可外保育所が認可を取れるようインセンティブが働く仕組みを作り、認可化を促進することを前提にするべき。</p> <p>○現行の国の最低基準はあくまでも「最低」であり、昭和23年に制定されてから大きな改正は行われていない。現実の子どもや家庭のおかれている状況へ対応し、子ども一人ひとりのニーズに応えた保育を提供するためには、現行の国の最低基準(人的配置・環境等)の改善と向上が必要である。</p>
<p>②保育内容や保育環境等についての科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みの構築</p>	<p>○児童福祉施設最低基準が制定された昭和23年は、敗戦直後の救貧施策として基準が決められている。当時の厚生省児童局企画課長の証言においても、「...一応先進国のそれに近づき、その基礎の上に立って児童福祉施設の最低基準も一年一年、高いところに高められ、やがては欧米のそれに「追いつき」それを「追いこす」ことを理想としてはもたなければならないだろう」とされている。</p> <p>○現行の国の最低基準は、諸外国と比較しても低い水準にあり、社会情勢や家庭・子どもをとりまく状況が変化してきている中で、見直しを必要がある。</p> <p>○見直しに当たっては、子どもの育ちを保障するために必要な環境を整備していくことを前提に行うべきである。</p>

③最低限の保育の質を保障しつつ、地方公共団体やサービス提供者に創意工夫等が発揮しやすい最低基準のあり方

○国の児童福祉施設最低基準はあくまでも「最低」であり、各地方自治体やサービス提供者の独自性は、子どもの育ちにとってよりよいものとなるよう、そのうえに積み上げるものである。

④保育所職員の配置基準のあり方

○一人ひとりの子どもの発達・育ちにあわせた保育を提供するためには、他者の子どもを育てる責任と役割を担っている保育士の専門性が必要不可欠であり、現在、保育所に課せられている役割と責任を果たすためには、職員配置基準の改善が必要である。

○「全国の保育所実態調査」で明らかになったように、保育現場には配慮が必要な子どもや関わりの必要な保護者が増えている。また、障害児支援のあり方で検討されたように保育所には障害のある子どもの保育が求められているが、配慮が必要な子どもや障害のある子どもの保育には、現在の配置基準では対応しきれないのが現実であり、条件整備が必要。

○配慮が必要な子どもと保護者への対応を保育所では現実として図ってきてはいる。保育所保育指針で規定されているように子ども一人ひとりの育ちにあわせ、多様な子どもや保護者のニーズにきちんと応えるためには、専門性をもった職員の配置等が必要である。

⑤保育士の養成・研修のあり方	<p>○保育の質を担保・向上するうえで保育士の資質向上、研修は必要不可欠である。そのために保育士が研修が受けられるような人員配置・環境整備が必要である。</p> <p>○保育士の養成課程の見直しが必要である。現実として2年制卒の保育士は臨床経験が不十分であり、2～3年間は現場が求める役割を十分に果たすことが困難である。そのため、初級、中堅、上級の研修が受けられる体制整備が必要である。</p> <p>○現行の養成課程に加えて、4年制の保育士の養成課程の検証が必要である。そのためには、あわせて保育士の給与体系等の見直しも必要である。</p> <p>○障害児、病児病後児等、より専門技術・知識をえるための研修を導入すべきである。</p> <p>○保育士の実践をスーパーバイズ、マネジメントする主任(管理)保育士を制度化するべきである。</p>
⑥保育士の労働条件の整備・改善	<p>○公立保育所では一般財源化の影響で、正規保育士の削減が進み、現場において非正規保育士・非常勤保育士が増加しており、その影響が民間保育所にも及んでいる。</p> <p>○さらに労働条件も実質上、悪化しており、継続的な就労が難しいのが現状である。専門性のある保育士が継続的に就労することが可能なような労働条件、環境整備が必要である。</p> <p>○保育士のワークライフバランスをはかること、男性であれ女性であれ保育士が一生涯働き続けられるような条件整備が必要である。</p>

⑦都道府県の指導監督や第三者評価のあり方

○第三者評価については、現在の評価の仕組みや評価項目の一部は、保育所の実状に即していない。保育の実状がきちんとはかれる項目とするべきである。
○経営・運営の課題だけでなく、保育内容を検証するための評価内容とするべきである。

⑧その他

○保育所は、子どもの24時間の生活の連続の中で、子どもの育ちを支えている。日常的に保護者との連携が不可欠であるという特性を持っており、子どもの育ちを総合的とらえ支え、子育てをはかる必要がある。
○保育の質を考えるうえで保護者と保育所・保育士の連携のあり方も考慮する必要がある。

保育サービスの質(2)

<p>①認可外保育施設の認可基準到達に向けた質の向上の支援強化</p>	<p>○認可外保育所が認可を取らない理由・取れない理由を明確にするべきである。</p> <p>○その上で最低基準を満たす保育所については、認可をとるように働きかけを行うことが求められる。</p> <p>○質の向上に向けては、環境整備を行うとともに、保育者の研修・人材育成が必要不可欠。全国保育協議会や都道府県保育組織の一部では、会員外でも研修に参加できるようにしており、認可外保育所の保育者でも参加ができる。このような機会を活用し、認可外保育所の保育者でも研修・人材養成をはかるようなインセンティブをつけるべきである。</p> <p>○質を改善していくためには、市町村の適切な関与・指導も必要である。</p>
<p>②待機児童が解消できていない中での、認可保育所の入所の可否による質の保障・公費投入の公平性の課題</p>	<p>○認可保育所に入所できないから、認可外保育所への支援を求める意見もあるが、このことは本末転倒であり、国・自治体の責任の回避である。すべての子どもが必要な保育サービス、質の確保されたサービスを利用できるよう整備していくことが必要である。</p> <p>○そのためには特に待機児童の多い地域への集中的な財政投入、補助率の見直し等により、質の担保された認可保育所を整備していくよう努めるべきである。</p>

**③認可保育所に対応しづらい夜間保育
など多様なニーズへ対応するサービス
としての位置付け・質の確保**

○夜間に子どもを保育するためには、昼間の保育よりも、より個別的なケアを必要とするため、手厚い人的配置、環境整備が必要である。保育所における拡充を図るのであれば、対応できる条件整備をはかるべきである。

④待機児童の多い都市部に着目した面積基準・保育士資格要件の緩和の問題点

○待機児童が多い都市部であっても、国の面積基準、保育士資格を有する保育者の配置は、変えるべきではない。都市部に必要な面積確保や保育士の確保が難しいという論理は、財政優先の論理であって、保育の質を低下させる要因になる。子どもの育ちにとって必要な基準は、地域によって異なるべきではない。現行の最低基準の引き下げは許されない。

<p>⑤定員要件のあり方(小規模なサービス形態)</p>	<p>○子どもの育ちを保障するためには、地域によっては、また夜間・休日等のニーズへの対応にとっては、多様な機能をもった小規模な保育所のあり方が望まれる。</p>
<p>⑥保育士資格要件の必要性</p>	<p>○保育の質を担保する専門性において、保育士資格は欠かせない。准保育士等の導入には明確に反対する。</p> <p>○他者の子どもを責任を持って育む、専門職としての保育士だからこそ、子どもの最善の利益が保障される保育をはかれるのである。子どもを育てたことがあることと、他者の子どもを育てることの責任と行動は異なることであり、そこにこそ保育士としての専門性がある。</p>

⑦認可外保育施設の保育従事者についての業務に従事しながらの資格取得を含めた質の向上

○認可外保育所であろうと、子どもの保育に従事する職員は保育士資格保有者を前提とするべきである。保育(養護と教育の一体的提供)は、保育士の専門性をもって成り立つものである。

⑧認可化移行やサービス量拡充を進めたとしてもなお、給付対象サービスのみでは、需要を満たしえない地域の取扱い

○国・自治体の責任の回避としか思えない。すべての子どもが必要な保育サービス、質の確保された子育てサービスを利用できるよう整備していく必要がある。

保育サービス提供の新しい仕組みに対する意見

平成20年11月17日
社会福祉法人日本保育協会

社会保障審議会少子化対策特別部会では、本年5月に取りまとめられた「基本的な考え方」の具体化に向けて審議が行われておりますが、これまでの少子化対策特別部会及び保育事業者検討会の審議を踏まえ、日本保育協会の意見は次のとおりです。

1. 始めに

少子化対策の基本理念は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して授かり、育てることができる環境を整備することです。先進諸国の取組状況からも保育を提供することが少子化対策として効果的であることが実証されており、わが国においても少子化社会対策基本法において国及び地方公共団体の基本的施策の中核として多様な需要に対応した良質な保育が提供される体制の整備を定めています。これを実現させるためには、量と質を確保する必要があり、大幅な財源投入が前提であります。

現在、保育所の待機児童の解消が国及び地方公共団体の重要な政策課題とされながら都市部においては、一向に待機が解消されていない中で、更に新待機児童ゼロ作戦が重要な政策課題とされています。

この政策目標を達成するために何よりも優先して行うべきことは、国及び地方公共団体がその責任の下に、思い切った財源を投入し生活圏域内において利用できる保育所を整備し、地域において安心して子育てができる環境を整えることです。

その際、待機児童や多様な保育需要の問題は、「制度の問題」ではなく「量の問題」であるはずですが、それらの問題に対し現実的対応をするにしても「子どもの福祉」と「利用者の立場」を包含した保育制度であるべきです。

今回の保育制度の新しい仕組みの検討に当たっては、「子どもの福祉」への配慮を前提に、「利用者の立場」に立って、結論を出す必要があります。福祉である以上、「保育に欠ける」子どもを「最低基準」と「用途制限」でその保育の質を護り、公の責任を明確にした制度で利用者に安心感を与えてきた現行の保育制度を高く評価するものであります。

以上のことを理念として以下の問題に対し意見を述べさせていただきます。

2. 保育所整備について

(1) 待機児童の解消策等都市部における対応

待機児童の解消が課題であり、そのためには、公共用地や公共施設の無償貸与などにより認可保育所の整備や分園制度を見直して設置促進を図ることなどの待機児童の解消策を積極的に推進すべきです。

また、待機児童の殆どは3歳未満児であるので、定員規模に係る認可基準の緩和等の措置も有効と考えます。

更に、待機児童の解消のためには、市町村の強力な指導の下に認可外保育施設の認可化を促進すべきです。

(2) 統廃合や適正配置等地方の問題への対応

地方では少子化の影響や市町村の財政悪化等により公立保育所の民営化や統廃合が進められていますが、保育所は生活圏で提供されることが基本の施設です。今後子ども数の減少等を見据えて生活圏域内に適正に保育所が整備される必要があります。

そのためには地域の保育環境や集団保育の良さの維持のため小規模の保育所の認可とともに安定的に運営を継続することができる費用の投入が必要です。

3. 保育要件の必要性の判断基準（保育に欠ける要件の見直し）

(1) 保障されるべき範囲

保育の対象とすべき量的範囲は、新保育所保育指針に基づく保育を行う児童とし、保育の計画を定め、保育の方針・目標や発達過程を踏まえた指導計画に基づく保育を行うべきと考えます。

また、現行制度では、「昼間労働することを常態とすること」としていますが、多様な保育ニーズに対応するという課題があるとしても、健やかな子どもの成長発達を考えたときには、現在の昼間の保育を基本原則とすべきと考えます。

保育に欠ける理由の見直しについては、現在、行政通知により対象としている理由の他、集団保育を必要とする障害児についても理由の一つに加えることが適当と考えますが、入所に当たっては既定の理由による保育に欠ける児童を優先すべきと考えます。

なお、判定は市町村が責任をもって実施すべきです。

(2) 判断基準の基本的枠組み

保育の判定を権利として独立させるという議論があるが、保育につ

いては、選択者である保護者と利用者である児童が異なる点や利用者以外の外部の要因により判定が左右される点において、高齢者や障害者と条件が異なることから現行制度を維持すべきです。

地域の実情に応じた対応を可能とする仕組みについては、最低限保障されるべき範囲を国が定めた上で、その範囲を超える対応については、地域の実情に応じた対応を可能にすべきです。

また、保育の必要度の高い子どもの入所を保障するため、一人親家庭、虐待ケースなど、特に保障の必要性の高い子どもを制度上明記し入所の優先度を制度上も明確にすべきと考えます。

4. 利用方式のあり方を中心とする保育の提供の仕組み

(1) 利用方式の基本的考え方

新制度体系においては、普遍性、包括性・体系性が求められ、保育や一時預かり等の子育て支援サービスを包括的に捉えた上で体系的に整理することが求められており、更に、量及び内容を大幅に拡充し、必要なサービス提供が受けられるようにする必要があります。

新体系の仕組みの構築に当たっては、基本的事業としての保育（保育に欠ける児童に対する新保育所保育指針に基づく保育）と、その他の一時預かり等の子育て支援サービス（働き方等必要に応じて区分内を細分化）との別立ての制度体系とし、必要な保育やサービスの提供が受けられる仕組みが適当と考えます。

その上で、基本的事業としての保育については認可保育所が実施する事業に位置づけ、保育以外の子育て支援サービスについては認可保育所に限らず事業の拡充を図るべきと考えます。

(2) 市町村の保育の実施義務の例外規定

保育の実施については、児童福祉法において、市町村の保育の実施義務を定めておりますが、保育の実施義務の例外措置として認可外保育施設への斡旋が認められております。利用者の不公平感を解消するためには、この運用基準を見直し、市町村の実施義務を明確化し、単なる認可外保育施設への斡旋は保育の実施義務としては認めないこととする必要があると考えます。

市町村からの補助もなく単に届け出だけの認可外保育施設については、期間を限定して認可保育所への移行について指導を強化するとともに、地域の実情に応じ多様な保育ニーズに対応しているものについては市町村の適切な関与が必要と考えます。

(3) 利用方式

現在の利用方式は、市町村が関与した仕組みで保護者にとって公平感や安心感があり、更に需要が供給を上回った場合は、優先順位を踏まえて保護者の希望に基づき他の保育所への斡旋が行われるなど児童福祉に配慮された優れた仕組みです。従って、市町村の保育の実施責任として市町村と保育所・保護者の関係を引き続き残すべきです。

ただし、改善点があるとするならば、現在の仕組みを前提として、更なる子どもの最善の利益が保障されるようにすべきと考えます。

また、現在の保育料基準は、条例により市町村内は同一基準とされており、親の所得による保育格差等が生じない仕組みとなっています。保育料の基準を各保育所が独自に定める方式に改めることは、親の所得による保育格差が生じることになります。更に、最近、学校給食費や保育料の未納が問題となっていますが、保育所における現在の保育料の未納があった場合の徴収の仕組みは、子どもの登園を拒むのではなく、児童福祉法の規定により地方税法における滞納処分の例により強制徴収ができる仕組みとなっており、この仕組みは子どもの福祉に配慮された優れた仕組みです。以上のようなことを考えると、今後とも市町村が保育料の基準を定め徴収する仕組みを維持すべきです。

なお、保育料の徴収に当たっては、保育所が市町村と協力し事務の効率化や未納の防止などに努めることが必要です。

5. 多様な主体の参入など

(1) 事業者指定による認可外保育施設の事業の参入

新たな制度体系の検討では、都市部の待機児童の解消等のため、事業者指定制度を導入し、認可保育所に加え質の確保された認可外保育施設を事業に参入させることが検討されております。

しかし、今後の量的整備については、大都市の一部において待機児童の解消のため一時的な整備需要があるものの、今後は、児童数の減少により事業量の減少が予想されます。

現在の民間保育所の殆どは、社会福祉事業を専門に行うための社会福祉法人が設置・運営主体であり、社会福祉法人は、公共性ととも事業の継続性と運営の安定性などが求められ、そのための規制の下に保育所の設置・運営が行われております。

このような中で、事業者指定による認可外保育施設の保育事業への参入は、認可制度を形骸化させ、ひいては社会福祉法人が運営する保育所への影響も大きなものがあると考えます。多様な主体の参入に関しては、現に、株式会社の経営難により突然に保育施設を閉園し大き

な混乱が生じている事例も十分考慮すべきです。

従って、待機児童の解消が喫緊の課題であることに鑑み、一定の質を満たしている認可外保育施設の認可保育所への移行への指導を強化するとともに、認可外保育施設を事業者指定する場合は、全国一律の制度ではなく、待機児童が多数存在している特定市町村に地域を限定し、かつ、期間を限定した上で、最低基準を満たしている施設に対して特例措置として実施することもやむを得ないものと考えます。

(2) 保育所運営費の使途範囲

多様な主体の参入を促進させるための株主配当などの無制限な使途範囲の拡大は、保育の質の低下や保育士等の処遇の低下を招く要因となります。このことは介護保険制度の例からも明らかであり大きな懸念を抱いております。また、社会福祉法人とのイコールフットングの観点から、施設整備費補助に変えて建物の減価償却費を運営費に上乘せすべきとの議論がありますが、社会福祉法人は社会福祉事業を実施するための専門の法人であり、公共性、事業の継続性、運営の安定性等の観点から各種の規制が行われておりこれらの点も十分考慮した結果、使途範囲の拡大に対しては反対です。

6. 保育の質の向上

今後少子化が一層深刻化する中で、子ども一人ひとりを健やかに育成することが何よりも重要であり、保育所は、地域の子育て家庭の支援などその役割はますます重要となっています。

保育所の役割の深化に対応するためには、園長資格や保育士の上級資格の創設とともに専門職に相応しい給与等の処遇改善が必要です。現在の民間保育所の保育士等の給与水準や労働条件は極めて低い水準にあり、優秀な人材確保のためにも処遇の改善が必要です。

また、保育所は幼児教育を担っており、乳児保育、発達障害を含む障害児保育、保護者への相談支援、食育などに対応出来る高い専門性が求められており、保育の質の維持・向上のための研修の充実が必要です。

教育分野では質の維持・向上を図るため、教員免許の更新などの取組が行われておりますが、保育の質の向上のために保育士の研修を充実させることが重要です。そのため、研修制度の体系化や一定期間の研修受講の義務化を検討すべきであり、併せて、研修を受講できる保育所の運営体制の確保を図る必要があります。

7. 最低基準

(1) 職員配置基準について

最低基準においては、保育時間は1日8時間が基準になっていますが、延長保育の需要の高まりとともに11時間の開所が延長保育事業の補助要件とされ最近の平均保育時間の実態は10時間を超える長時間保育に恒常化しています。また、わが国は週休2日制が定着しましたが、保育所の開所日は土曜日を含む週6日となっており、保育士の配置基準の改善はありません。更に、保育士の配置基準は、欧米先進諸国と比較しても極めて低い水準となっており、加えて新保育所保育指針に基づく保育の実施など保育の質の向上も求められております。

保育所の役割の深化や社会状況の変化を踏まえて、保育士の配置基準の見直し及び看護師等の専門職員の配置が必要です。

(2) 設備基準について

保育所最低基準は、ナショナルミニマムであり全国一律の最低基準を維持すべきであり、国が標準基準を定め地方公共団体が最低基準を定める方式には反対です。

8. 働き方の見直し関係

近年、乳児保育等の低年齢児に対する保育ニーズが増大し産休明け直後からの保育ニーズがありますが、産休明け直後の生後8週間からの乳児保育は、乳児の首が据わって居らず、保育中の事故はもとより登園中の事故或いは感染症に対する免疫性も弱く、集団保育を行う上で安全性や保健面に課題が多い。

従って、産休制度を現在の産後8週間から12週間に延長するなどにより、乳児保育の開始時期を乳児の首が据わる生後12週以降の乳児を対象にすることが望ましいと考えます。

都市部における保育事業の運営に当たって

平成20年11月17日
株式会社ベネッセスタイルケア
佐久間 貴子

都市部において保育を担う事業者として、保育を必要とする子ども・家族の「よく生きる」を応援するために、また、都市部に多数存在する待機児童の解消に向けて、量的な側面でも質的な側面でも保育サービスを向上し、少子高齢社会の課題解決に少しでも貢献していきたいと考えております。

■ 都市部における運営費額の増額について 【再掲】

現在、都市部における保育事業の運営は、地方自治体独自負担に依存しており、地方自治体独自加算がないと都市部では保育所が運営できないのが現状です。保育所の経営実態の調査を行い、都市部における保育所運営費額を国が適正に定めていただきますよう、要望いたします。

また、保育所を設置する法人の類型にかかわらず同様の補助が望ましく、現在、都市部においては土地建物を賃借して運営している保育所が増えていることから、保育所運営費についてハード交付金に相当する額を増額していただくと有難く存じます。

■ 利用者による選択について

「利用者（親）の選択に委ねると親の都合で保育所が選ばれ、子どものことが後回しになるのでは？」という議論がありますが、やはり親は「子どもにとって良い保育園」を選んでいくと考えます。弊社でも「よりよく生きる力の基礎を育てる」という保育目標を掲げ、保育の質を高める努力を続けてまいりたいと考えています。

一方、セーフティネットを必要とする子ども・家族のためには、すべて利用者の選択に委ねるのではなく、行政が関与する何らかの仕組みを残す必要があるではないかと考えております。

保育システム改革への意見

平成 20 年 10 月 28 日 棕野美智子

1 市場原理主義に基づく直接契約・個人給付には反対。

直接契約・個人給付が市場原理主義にならないような保障（市町村の基盤整備責任の明確化、保育費用の公定価格化、十分な財源確保、最低基準の維持）が必要であることは当然。また、先行制度の光と影の評価を行い、それへの対応が必要。

2 現行制度の評価に基づく制度改革が必要。

（1）現行制度（利用者の申し込みにより市町村が認可保育所に委託）の評価

<認可保育所だけでニーズに対応できている地域>

利用者の選択と市町村の責任を両立させたシステムとして機能

<認可保育所だけではニーズに対応できていない地域（待機児童のいる都市部）>

- ① 利用者は事実上保育所を選択できない（入れる所に入るしかない）
- ② 市町村は認可保育所に入れない時の代替サービス提供の責任を果たしていない（利用者が自分で利用できる認可外保育所を探すしかない）。
- ③ 財政制約のなか、認可保育所のニーズへの即応、ニーズの顕在化を市町村が抑制する方向に機能。

<全地域、特に認可保育所だけでニーズに対応できている地域>

市町村の一般会計で行われる自治事務は定着した段階で一般財源化することが原則なので、常に一般財源化の力が働く。また、その時々々の財政状況、政治状況に左右されやすい。

（2）上記評価に基づき、現行制度のよい点を活かす形で改革するには、

- ①利用者の選択が可能となるよう、認可保育所のスピード感を持った拡大が進むシステム（直接契約・個人給付、運営費への減価償却費の上乗せ）とする。
- ②需要に供給が追い付かない間は、保育の質の底上げの観点から、認可外保育所への公費助成を行う。
- ③市町村の基盤整備責任を明確化する。
- ④保育の必要な子どもにサービスが提供されるよう、客観的な要保育認定を行った上で、親がサービスを探して走り回らずにすむように、保育の必要な子どもに必要な保育サービスを調整する保育マネジメント（仮称）を創設する（市町村が行ってもよい）

④ 安定財源の確保しやすい体系にする。

3 待機児童は、ごく一部の大都市の問題ではない。

待機児童のいる市町村に20代、30代の女性の2/3、社会福祉法人営保育所の半分、認可外保育所の9割近くが存在し、一部の大都市の問題とはいえない。これら地域で認可保育所のスピード感を持った量的拡大を図るための改革が、少子化対策としても、子どもの福祉の観点からも最優先課題。

4 地域特性への配慮が必要

改革が与える影響が地域によって異なることに対して、きめ細かい配慮が必要。最低基準についても、待機児童の多い地域、過疎化で子どもの集団での育ちに配慮が必要な地域など、地域の実情に応じて市町村が弾力的に適用できることが必要。